

協議会が同一の補助対象系統に属するものと認める運行系統について

令和 7 年 6 月 23 日

木曽地域公共交通活性化協議会事務局

1 概要

◇「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」において、同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準は次のとおり。

①主系統（補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの）のキロ程が 10km 未満の場合 ⇒ 主系統と異なる区間のキロ程が 1 km 以内

②主系統のキロ程が 10km 以上の場合 ⇒ 主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の 10% 以内かつ 10km 以内

◇上記の基準に満たない場合で、地域の実情にかんがみ必要と法定協議会が認める場合は、①の「1 km 以内」を「2 km 以内」に、②の「10% 以内かつ 10km 以内」を「20% 以内かつ 20km 以内」に読み替えて適用することができる。

◇広域幹線のうち、西部幹線王滝系統について上記基準の①にも②にも当てはまらないため、対応について検討する必要がある。

	平日			土休日		
		主系統 (25.0km)	黒川ダム経由 (27.7km)		主系統 (25.0km)	黒川ダム経由 (27.7km)
上り	7 便	7 便	0 便	5 便	5 便	0 便
下り	8 便	5 便	3 便	5 便	3 便	2 便
合計	15 便	12 便	3 便	10 便	8 便	2 便

・主系統のキロ程が 25.0km のため、上記基準の②が適用

・主系統と異なる区間のキロ程が 3.7km であり、主系統の 10% (2.5km) を超過

2 対応（案）

◇次の理由から、黒川ダム経由の運行系統（平日下り 3 便・土休日下り 2 便）について、西部幹線王滝系統と同一系統の扱いとする。

・木曽町中学校生徒の下校時の利用を考慮して、下りの午後の便の一部のみを黒川ダム経由にしたものであること。

・「主として王滝村及び木曽町（三岳地区）住民の通院・買物・通学・通勤のため」としている当該系統の位置づけに、黒川ダム経由の運行系統も合致していること。

西部幹線王滝系統

上り・下りとも25.0km

下り（黒川ダム経由）27.7km ※黒川ダム経由は下りのみ

